

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	みやぎけん ひがしまつしまし	ふりがな	ひがしまつしまちくかつせいかけいかく
計画主体名	宮城県 東松島市	活性化計画名	東松島地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度 ～ 令和8年度 令和4年度 ～ 令和5年度	総事業費 (交付金)	687,800 千円 (146,160 千円)
活性化計画目標	交流人口の増加 62.2 万人/年 地域産物の販売額の増加 549 千円/年	事業活用活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進 交流人口の増加：62.2 万人/年 地域産物の販売額の増加：549 千円/年 農業体験者数の増加：133 人/年

計画主体 確認の日付	令和4年 3月 3日	農林水産省 確認の日付	令和4年 月 日
------------	------------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		本計画地区は、農水産業を基幹産業とする地域であるが、高齢化や担い手の不足に加え、農水産物の販売・発信拠点不足による地域農業の衰退が課題となっており、三陸道に近接した立地を活かし、地域産物の販売促進、交流人口の増加を目指し、施設整備を行なうものであり、基本方針として「農村漁村と都市との地域間交流することが有効かつ適切である」に合致するものであり、適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対	○		地域の農水産物や地域資源を活用した商品の付加価値を高め、交

	象事業の構成が妥当なものか			流入人口の拡大、地域産業の活性化を促進させる施設整備であり、交付対象として妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標は、道の駅施設のひとつとしての整備を計画しており、本市の魅力を発信することで交流人口の拡大、地域産業の活性化を図るものとしており、整合が取れている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		新規の計画であり、改善計画期間中の活性化計画ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		「東松島市第2次総合計画 後期基本計画」では、産業及び観光振興の拠点として道の駅の整備を重点プロジェクトとして位置付け、農水産物の直売や食材及び観光情報を提供することとしており当該施設との連携・調和を図り計画している。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		活性化計画の策定にあたっては、市内各地区で開催した市政懇談会や関係団体への説明を行っており、合意形成が成されている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		活性化計画の策定にあたり、既存団体の東松島農産物加工研究会やJA女性部などから意見・提案を取り入れている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		令和2年4月に「東松島市道の駅整備構想推進プロジェクトチーム」を発足しており、事業の推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		三陸自動車道隣接地の立地条件を活かし、交流人口の拡大、地域産業の活性化を図るものであり、整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	-		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間は令和4～8年度までの5年間、事業実施期間は令和4～5年度までの2年間としており、基本方針第四の3の④及び要領第4を満たしている。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	-		該当なし

1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		<p>全体事業費：687,800千円 交付対象事業費：292,320千円 交付金要望額：146,160千円 交付限度額：交付対象事業費 292,320千円×交付率 1/2 =146,160千円</p> <p>以上のとおり、交付限度額の範囲内である。</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		<p>活性化区域（東松島地区）の概要は以下の通りである。</p> <p>当該地区に占める農林地の割合：61.8% 当該地域の全就業者に占める農林漁業従事者の割合：7.1% 区域内の市街化区域・用途区域：該当なし</p>

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		新たな施設整備であり、本項目には該当しない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		施設整備にあたっては、有資格者による各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討と施工管理を行うこととし、十分な安全性と検査体制が確保される見通しがある。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づ	○		木造及び内装木質化について、積極的な活用を検討している。

	<p>く基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p> <p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	○		<p>全体の施設整備の統一した整備が必要なため、検討中であるが、木造整備の場合は、左記基準を満たした整備をするものとする。</p>
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	-		該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○		<p>建屋地域連携販売力強化施設、高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設について、鉄筋コンクリート造で 39 年、38 年電気設備 15 年、空調設備 15 年、給排水設備 15 年であり、耐用年数は 5 年以上である。</p>
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p> <p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか</p>	○		<p>農山漁村振興交付金費用対効果算定要領に基づき、費用対効果分析を行っている。</p> <p>投資効率は、1.10 であり、1.0 以上となっている。</p>
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		<p>事業内容は、地域連携販売力強化施設、高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設、事業実施主体は、東松島市であり、実施要領に定める要件等を全て満たしている。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		<p>市が実施主体である公共施設整備であり、目的外使用の恐れはない。</p>
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	<p>地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入込み客数</p>	○		<p>現状（H27）の当該地区の入込客数は、矢本 PA（上り）の利用車</p>

	や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか			両数、OD 調査（H27）の平均乗車人数から算出している。将来の来場者数は、接続する三陸道の交通量、立寄率等を用いて算出している。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		三陸道では春日 PA～三滝堂 IC（道の駅三滝堂）の約 65km の区間に矢本 PA 以外の休憩施設は存在せず、計画地から最も近い道の駅の「上品の郷（石巻市）」は三陸道で約 16km 離れており、他施設と競合する可能性は低いと考えられる。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		主な利用者は三陸道を利用する観光客や近隣市町村の住民、農家等を含む地域住民を想定しており、それらを踏まえて利用形態を検討している。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		当該施設への出入りは三陸道と市道百合子線から可能とすることに加え、近隣には矢本 IC や JR 矢本駅があるため、交通の要衝となる敷地への計画となる。 また、当該地区は市の主要観光地となる宮戸島や、桜の名所の滝山公園、ブルーインパルス飛行時に多くの観光客が来訪する松島基地などの主要観光地へのアクセス性が高く、これらの観光情報の発信による周遊観光の活性化を検討している。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		飲食施設での地元農水産物の提供や農水産物加工の見学施設の整備により、市の農水産物の魅力を発信してブランド化を推進していくことを計画している。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		農林業センサス（2020 年）では市内の基幹的農業従事者の約 42% が女性であり、施設整備により多くの女性の参画が見込まれる。 また、運営にあたっては、女性の雇用を積極的に進める。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		農産物の生産計画や想定立寄人数、類似施設の規模・能力により算定しており、実施設計において適正に積算を行う。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		建設・整備コストの低減化については、市場価格等を十分に調査

				し、実施設計においてより低廉な資材の確保について検討する等、整備コストの低減に努めていく。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		付帯施設は、交付対象にない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		備品は、交付対象にない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		計画地は三陸道の矢本 PA（上り）に隣接する敷地であり、市外や市の中心市街地からのアクセス性も高く、来訪者・農家等の生産者ともに利便性が高い場所であるため、施設の設置目的に合致した場所となっている。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		用地は東松島市所有のものであり、建設予定地は確保されている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-		該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	-		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	○		整備する施設は、各々別棟で計画しており、延べ床面積は、地域連携販売力強化施設は 808 m ² 、高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設は 200 m ² で、各々1,500 m ² 以下となる。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内である	○		上限事業費は、地域連携販売力強化施設は、808 m ² ×29 万円/m ² =

	か。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)			234,320千円、交付対象事業費は234,320千円。高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設は、200 m ² ×29万円/m ² =58,000千円、交付対象事業費は、58,000千円としており、施設毎に上限額の範囲内である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○		当該施設は市道百合子線からのアクセスを可能とすることで、生産者の販売機会の拡大に資する施設とする。 また、矢本PA周辺は下道で車利用の場合、JR矢本駅周辺の中心市街地へ約10分、主要観光地の宮戸島まで約20分とアクセス性が高く、市内の観光情報の発信によって観光地への周遊観光の推進を行う。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○		道の駅における農産物の販売強化や、加工所の見学を通じて農水産物のブランド化推進に寄与するため、必要な施設である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○		道の駅は年間を通じて運営されるものであり、継続的な雇用と所得を生み出す施設である。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○		加工所の整備により、地元の農水産物を使用した6次産業化の推進に寄与する施設となる。また、施設の利用や雇用にあたっては積極的に女性の参画を図っていく。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		事業主体は市であることから、自主財源の確保については、市の財政予算配分のなかで検討し、適正な財源により実施する。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		契約方式は、市で組織する業者契約審議会において、決定することとなるが、競争性のある方式により決定する。

2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か (施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)			施設の維持管理については、(施設設置条例及び管理運営規則を制定し、) 適正に管理・運営を行う。(保守管理費については収支計画に計上し、適切に行う。)
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか			収支計画については、実施設計において詳細を検討し、経営診断等を受けて適正なものとする。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	-	該当なし
2-20	他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか (ある場合には、事業名を記載すること。)	○		他事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		本事業は農産物物販・加工のための施設であり、交流人口増加、地域生産物の販売拡大のための施設であり、生産振興を主たる目的とする施設ではない。
2-22	他の施策(強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)において交付対象となる施設等ではないか	○		本事業は農産物物販・加工のための施設であり、他の整備において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の配分基準(平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知)別紙(以下「配分基準別紙」という。)による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか(ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)	○		関連事業： ・農山漁村振興交付金(農泊推進対策) 連携施策・取組名 ・国土強靱化施策 国土強靱化施策を計画的に推進するための関連事業として、「道の駅整備事業」を位置付けており、津波発生時などには、避難場所として位置付け、東日本大震災の教訓に、社会情勢の変化に応じた強靱な地域づくり及び平時からの持続的な取組を展開していく。 ・「道の駅」の整備後において、重点道の駅登録申請を国土交通省へ、申請する。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

- 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
- 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。